

様式第1号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の認定について（申請）

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者  
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第1項の規定により、別紙の事業計画について認定を受けたいので、申請します。

様式第2号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の認定について（申請）

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第4項の規定により、別紙の事業計画について認定を受けたいので、申請します。

再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書

住所  
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生  
促進税条例施行規則第7条第6項の規定により、下記のとおり { 認定 } します。  
一部を認定 }

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 認定の条件

(6 一部不認定の理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

再生可能エネルギー発電事業計画に係る不認定通知書

住所  
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第6項の規定により、不認定とします。

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 不認定の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

宮城県知事



再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり { 認定  
不認定と } しましたので、承知願います。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第6号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の変更認定について（申請）

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画について、下記のとおり変更したいので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第1項の規定により、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

様式第7号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の変更認定について（申請）

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で認定を受けた事業計画について、下記のとおり変更したいので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第3項の規定により、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認定通知書

住所  
氏名

年 月 日付で申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第5項で準用する第7条第6項の規定により、下記のとおり認定します。

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 認定の条件

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更不認定通知書

住所  
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第5項において準用する第7条第6項の規定により、不認定とします。

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 不認定の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

宮城県知事



再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認定について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり { 認定  
不認定と } しましたので、承知願います。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更届出書

年 月 日

{ 宮城県知事  
○○市町村長 } 殿

申請者  
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で { 知事  
市町村長 } の { 認定  
変更認定 } を受けた

再生可能エネルギー発電事業計画について、下記のとおり変更がありましたので、再生可能エネルギー  
地域共生促進税条例施行規則第8条第7項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更日
- 3 変更の理由

再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定取消通知書

住所  
氏名

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第9条第3項の規定により、下記のとおり認定を取り消します。

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 取り消した認定の内容  
別紙認定通知書の写しのとおり
- 2 取消理由
- 3 取消年月日

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第13号

第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

宮城県知事



再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定の取消しについて（通知）

このことについて、別紙写しのとおり、 年 月 日付け 第 号の認定を取り  
消しましたので、承知願います。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第 1 4 号

再生可能エネルギー地域共生促進税課税地指定通知書	
第 年 月 日 号	
住所（所在地）	
氏名（名 称）	
宮城県知事 印	
再生可能エネルギー地域共生促進税条例第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり課税地を指定したので通知します。	
記	
再生可能エネルギー 発電設備の名称	課 税 地

# 再生可能エネルギー地域共生促進税申告書

年度

受付印

年 月 日

宮城県

所長 殿

事務所

課税番号

ふりがな

氏名(名称及び代表者の氏名)

個人番号又は法人番号

住所(所在地)

この申告に回答する者の氏名及び電話番号

↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(電話 - - )

再生可能エネルギー地域共生促進税条例第10条の規定により、下記のとおり申告します。

再生可能エネルギー源の種類 (該当する項目を○で囲む)	①	太陽光	風力	バイオマス	
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定(FIT認定)に係る事項	②	認定の有無	有 ・ 無		
		認定時期	年 月 日		
		設備ID			
		税抜調達価格	(円/kWh)		
再生可能エネルギー発電設備の名称	③				
再生可能エネルギー発電設備の所在地	④				
自家用又は事業の用に供することができる状態になった年月日	⑤	年 月 日			
再生可能エネルギー発電設備の様	⑥	製造事業者名			
		種類			
		型式番号			
		数量			
条例第6条第2項又は第3項の該当の有無 (該当する全ての項目に○を記入する。) (該当有の場合、別紙も記入する。)	⑦	再生可能エネルギー発電設備が県の区域の内外にわたる (条例第6条第2項に該当する)			
		二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備がある (条例第6条第3項後段に該当する)			
		再生可能エネルギー発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる (条例第6条第3項第1号に該当する)			
		再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が条例第3条第4号から第6号までに該当する (条例第6条第3項第2号に該当する)			
		再生可能エネルギー発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる場合であって、かつ、再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が条例第3条第4号から第6号までに該当する (条例第6条第3項第3号に該当する)			
再生可能エネルギー発電設備の総発電出力	⑧	(kW)			
開発区域に係る事項	⑨	制度の種類	許可日・解除日・届出日・契約日	開発行為に係る森林の面積	
		イ 林地開発許可	年 月 日	(㎡)	
		ロ 保安林解除	年 月 日	(㎡)	
		ハ 保安林内作業許可	年 月 日	(㎡)	
		ニ 伐採及び伐採後の造林の届出	年 月 日	(㎡)	
		ホ 国有林野有償貸付契約等	年 月 日	(㎡)	
		ヘ その他	年 月 日	(㎡)	
		開発行為の着手日		年 月 日	
		開発行為の完了日		年 月 日	
		再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の設置のための工事に着手した日		年 月 日	

(注) 1 複数の再生可能エネルギー発電設備を有する場合は、再生可能エネルギー発電設備ごとに申告書を提出してください。  
 2 条例第6条第2項又は第3項各号に該当する場合は、別紙1・別紙2を添付してください。  
 3 条例第6条第3項後段に該当する場合は、別紙3を添付してください。  
 4 事実を証する書面を添付してください。

年度
----

再生可能エネルギー発電設備の名称

再生可能エネルギー地域共生促進税条例第6条第2項、第3項後段又は同項各号のいずれかに該当する場合の総発電出力計算書

区 分	再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の設置面積 (附属設備の設置面積は別紙3に該当する場合はその値)			
全体の設置面積	再生可能エネルギー発電設備	①	(㎡)	
	附属設備	/	記載不要	
県の区域内に所在する部分	再生可能エネルギー発電設備	②	(㎡)	
	附属設備	③	(㎡)	
	開発区域外に所在する部分	再生可能エネルギー発電設備	④	(㎡)
		附属設備	⑤	(㎡)
開発区域内に所在し、第3条第4号から第6号までに該当する部分	再生可能エネルギー発電設備	⑥	(㎡)	
	附属設備	⑦	(㎡)	

条例第6条第1項の総発電出力	⑧	(kW)
----------------	---	------

(1) 条例第6条第2項に該当する場合 (県の区域の内外にわたる場合)

$\frac{②}{①} = \frac{②+③-④-⑤-⑥-⑦}{②+③}$	=	⑨	(kW)
---	---	---	------

※小数点以下2位未満の端数切捨て

再生可能エネルギー発電設備の総発電出力	⑩	⑧×⑨	(kW)
---------------------	---	-----	------

(2) 条例第6条第3項に該当する場合 (開発区域の内外にわたる場合又は開発区域内に条例第3条第4号から第6号までに該当する部分がある場合)

$\frac{②+③-④-⑤-⑥-⑦}{②+③}$	=	⑪	(kW)
---------------------------	---	---	------

※小数点以下2位未満の端数切捨て

イ (1) に該当しない場合

再生可能エネルギー発電設備の総発電出力	⑫	⑧×⑪	(kW)
---------------------	---	-----	------

ロ (1) に該当する場合

再生可能エネルギー発電設備の総発電出力	⑬	⑩×⑪	(kW)
---------------------	---	-----	------

- (注) 1 この計算書により計算した総発電出力を申告書⑧に記載してください。  
 (1) のみに該当する場合は⑩、(2) イに該当する場合は⑫、(2) ロに該当する場合は⑬  
 2 この計算書は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成してください。  
 3 この計算書は、様式第15号の申告書に添付して提出してください。

年度
----

再生可能エネルギー発電設備の名称
------------------

**【全体の設置面積】**

設備の種類	設置面積
再生可能エネルギー発電設備 (別紙1の①に転記)	m <sup>2</sup>

**【県の区域内に所在する部分の設置面積】**

設 備 の 種 類				設置面積	重複 番号	重複により 減ずる設置面積	重複を反映 した設置面積 ①-②	専用の場合は、 ③ の 面 積  共用の場合は、 ③を別紙3で 按分後の面積
				①		②	③	④
再生可能エネルギー発電設備 (別紙1の②に転記)				m <sup>2</sup>		/	/	/
附属 設備	1	進 入 路	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	2	作 業 ヤ ー ド	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	3	擁 壁	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	4	調 整 池	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	5	沈 砂 池	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	6	用 水 路	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	7	排 水 路	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	8	支 持 物	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	9	配線ケーブル	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	10	電 気 機 械 器 具	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	11	前 処 理 設 備	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	12	後 処 理 設 備	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	13	建 屋	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<b>計 (別紙1の③に転記)</b>								m <sup>2</sup>

(注) 1 「重複番号」欄は、重複する設備に同じ番号を記載してください。  
 2 共用とは、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすことです。

年度
----

再生可能エネルギー発電設備の名称
------------------

**【県の区域内かつ開発区域外に所在する部分の設置面積】**

設備の種類				設置面積	重複 番号	重複により 減ずる設置面積	重複を反映 した設置面積 ①-②	専用の場合は、 ③の面積  共用の場合は、 ③を別紙3で 按分後の面積
				①		②	③	④
<b>再生可能エネルギー発電設備 (別紙1の④に転記)</b>				m <sup>2</sup>		/	/	/
附属 設備	1	進 入 路	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	2	作 業 ヤ ー ド	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	3	擁 壁	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	4	調 整 池	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	5	沈 砂 池	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	6	用 水 路	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	7	排 水 路	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	8	支 持 物	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	9	配線ケーブル	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	10	電 気 機 械 器 具	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	11	前 処 理 設 備	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	12	後 処 理 設 備	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	13	建 屋	専 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			共 用	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<b>計 (別紙1の⑤に転記)</b>								m <sup>2</sup>

(注) 1 「重複番号」欄は、重複する設備に同じ番号を記載してください。  
 2 共用とは、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすことです。

年度
----

再生可能エネルギー発電設備の名称

【県の区域内かつ開発区域内に所在し、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条第4号から第6号までに該当する部分の設置面積】

設 備 の 種 類				設置面積	重複 番号	重複により 減ずる設置面積	重複を反映 した設置面積 ①-②	専用の場合は、 ③ の 面 積  共用の場合は、 ③を別紙3で 按分後の面積
				①		②	③	④
<b>再生可能エネルギー発電設備 (別紙1の⑥に転記)</b>				㎡		/	/	/
附属 設備	1	進 入 路	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	2	作 業 ヤ ード	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	3	擁 壁	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	4	調 整 池	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	5	沈 砂 池	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	6	用 水 路	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	7	排 水 路	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	8	支 持 物	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	9	配線ケーブル	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	10	電 気 機 械 器 具	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	11	前 処 理 設 備	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	12	後 処 理 設 備	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
	13	建 屋	専 用	㎡		㎡	㎡	㎡
			共 用	㎡		㎡	㎡	㎡
<b>計 (別紙1の⑦に転記)</b>								㎡

(注) 1 「重複番号」欄は、重複する設備に同じ番号を記載してください。  
 2 共用とは、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果すことです。

年度
----

再生可能エネルギー発電設備の名称
------------------

**二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備の設置面積の按分に係る計算書**

項目	二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備の種類及び設置面積	左記附属設備と一体となって効用を果たす再生可能エネルギー発電設備の種類及び設置面積	面積割合	各再生可能エネルギー発電設備の課税標準の計算に用いる際の附属設備の設置面積 ※小数点以下 2 位未満の端数切捨て	
種類			——	①	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	②	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	③	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	④	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	⑤	
面積				(㎡)	(㎡)
種類			——	⑥	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	⑦	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	⑧	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	⑨	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	⑩	
面積				(㎡)	(㎡)
種類			——	⑪	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	⑫	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	⑬	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	⑭	
面積				(㎡)	(㎡)
種類	/		——	⑮	
面積				(㎡)	(㎡)

(注) 1 この計算書は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成してください。  
 2 この計算書は、様式第 1 5 号の申告書に添付して提出してください。

年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称）

様

宮城県

所長



再生可能エネルギー地域共生促進税納税通知書

下記のとおり各納期の末日（納期限）までに納付してください。  
なお、納付については、別添各期別の納付書により納付してください。

記

1 対象年度及び対象設備

区 分	内 容
対 象 年 度	
課 税 番 号	
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 発 電 設 備 の 名 称	
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 発 電 設 備 の 所 在 地	
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 源 の 種 類	

2 税 額

番 号	課 税 標 準 ①	税 率 ②	年 税 額 (①×②)
(1)	kW	円/kW	円
(2)	kW	円/kW	円
(3)	kW	円/kW	円
(4)	kW	円/kW	円
(5)	kW	円/kW	円
年 税 額 合 計			円
確 定 税 額 ③			円
減 免 額 ④			円
納 付 額 (③ - ④)			円

3 納期限

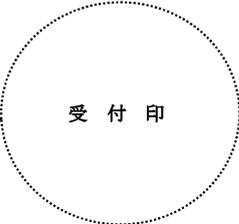
期 別	納 付 額	納 期 限
第 1 期	円	年 月 日まで
第 2 期	円	年 月 日まで
第 3 期	円	年 月 日まで
第 4 期	円	年 月 日まで
随 時	円	年 月 日まで

備考	
----	--

(再生可能エネルギー地域共生促進税について)

- 1 課税の根拠 再生可能エネルギー地域共生促進税条例第 3 条
- 2 税額の算出基礎は表記のとおりです。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求をした日から 3 か月経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 5 納期限を過ぎてから納める場合には、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、納めるべき税額(税額に 1,000 円未満の端数があるときはその端数を、全税額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てる。)に年 14.6% (当該納期限(徴収猶予(地方税法第 15 条の規定による徴収猶予を除く。))をした税額にあつては、当該猶予した期間の末日)の翌日から 1 月を経過する日までの期間については 7.3%) の割合(当該年の租税特別措置法第 9 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1% の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年 7.3% の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6% の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合とし、年 7.3% の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1% の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合には、年 7.3% の割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を該当欄に記載して、併せて納めなければなりません。ただし、延滞金の全額が 1,000 円未満のときは、納める必要はありません。
- 6 納期限までに徴収金を完納しないため督促を受けて、督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

# 再生可能エネルギー地域共生促進税減免申請書



年 月 日 宮城県 所長 殿	所有者	ふりがな	
		氏名 (名称及び代表者の氏名)	
		住所 (所在地)	
		この申請に回答する者の氏名及び電話番号 (電話 - - )	

再生可能エネルギー地域共生促進税条例第16条第1項第1号の規定により、再生可能エネルギー地域共生促進税を減免されるよう申請します。

再生可能エネルギー源の種類 (該当する項目を○で囲む)	①	太陽光	風力	バイオマス
-----------------------------	---	-----	----	-------

再生可能エネルギー発電設備の名称	②	
------------------	---	--

再生可能エネルギー発電設備の所在地	③	
-------------------	---	--

県の区域内かつ開発区域内に所在する再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の設置面積	④	(㎡)
---	---	-----

条例第16条第1項第1号に規定する減免要件に該当する場合	⑤	条例第3条のうち該当する号	減免要件に該当することとなった年月日	④の面積のうち該当する部分の面積
		第4号	年 月 日	(㎡)
		第5号	年 月 日	(㎡)
		第6号	年 月 日	(㎡)
		第4号	年 月 日	(㎡)

条例第16条第1項第2号に規定する減免要件に該当する場合	⑥	減免要件に該当することとなった年月日	(斜線部分)
		年 月 日	

(注) 1 ④の欄は、以下の設置面積を除いて記載してください。  
 イ この申請前に、当該年度分として、条例第3条第4号から第6号までのいずれかに該当する部分として、条例第6条第3項第2号又は第3号の規定により減じた設置面積  
 ロ この申請前に、当該年度分として、条例第3条第4号から第6号までのいずれかに該当する部分として、条例第16条第3項の「同号に該当する部分の設置面積」に算入した設置面積  
 2 複数の再生可能エネルギー発電設備の申請をする場合、再生可能エネルギー発電設備ごとに申請書を提出してください。  
 3 条例第16条第3項後段に該当する場合、様式第17号別紙を添付してください。  
 4 事実を証する書面を添付してください。

再生可能エネルギー発電設備の名称

二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備の設置面積の按分に係る計算書					
項目	二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備の種類及び設置面積	左記附属設備と一体となって効用を果たす再生可能エネルギー発電設備の種類及び設置面積	面積割合	各再生可能エネルギー発電設備の課税標準の計算に用いる際の附属設備の設置面積 ※小数点以下2位未満の端数切捨て	
種類			—	①	
面積					
種類			—	②	
面積					
種類			—	③	
面積					
種類			—	④	
面積					
種類			—	⑤	
面積					
種類			—	⑥	
面積					
種類			—	⑦	
面積					
種類			—	⑧	
面積					
種類			—	⑨	
面積					
種類			—	⑩	
面積					
種類			—	⑪	
面積					
種類			—	⑫	
面積					
種類			—	⑬	
面積					
種類			—	⑭	
面積					
種類			—	⑮	
面積					

(注) 1 この計算書は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成してください。  
 2 この計算書は、様式第 17 号の申請書に添付して提出してください。

自家消費設備に係る認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第1項の規定により、下記の再生可能エネルギー発電設備について自家消費設備の認定を受けたいので、申請します。

記

1 再生可能エネルギー発電設備に係る事項

再生可能エネルギー発電設備の所有者 (法人の場合には、名称及び代表者の氏名)	
再生可能エネルギー源の種類 (該当する項目を○で囲む)	太陽光 ・ 風力 ・ バイオマス
再生可能エネルギー発電設備の総発電出力	kW
再生可能エネルギー発電設備の名称	
直近1年間の発電量	kWh/年

2 再生可能エネルギー発電設備が設置された開発区域等に係る事項

再生可能エネルギー発電設備の所在地	
再生可能エネルギー発電設備が設置された開発区域に所在する建屋の種類（該当する項目を○で囲み、詳細を記入すること。）	住家・店舗・工場・倉庫・その他 (詳細： )
再生可能エネルギー発電設備が設置された開発区域に所在する建屋における直近1年間の電力消費量	kWh/年

自家消費設備に係る認定通知書

住所  
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第2項の規定により、下記のとおり認定します。

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 有効期間  
年 月 日から 年 月 日まで

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

自家消費設備に係る不認定通知書

住所  
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進条例施行規則第13条第2項の規定により、不認定とします。

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 不認定の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

自家消費設備に係る認定取消通知書

住所  
氏名

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第4項の規定により、下記のとおり認定を取り消します。

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 取り消した認定の内容  
別紙認定通知書の写しのとおり
- 2 取消理由
- 3 取消年月日

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

## 減免事由消滅報告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 12px;">受 付 印</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <span>年</span> <span>月</span> <span>日</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>宮城県</span> <span>所長 殿</span> </div>		事務 所		課 税 番 号	
		所 有 者		ふ り が な	
		氏 名 ( 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 )			
		住 所 ( 所 在 地 )			
		この報告に回答する者の氏名及び電話番号		(電話 - - )	
再生可能エネルギー地域共生促進税条例第16条第5項の規定により、下記のとおり報告します。  記					
減 免 を 受 け て い た 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 発 電 設 備 の 名 称		①			
減免要件に該当しなくなった年月日		②	年	月	日
減免要件に該当しなくなった理由		③			
その他県税事務所長が必要と認める事項		④			

(注) 事実を証する書面を添付してください。



○○○○○宛	第 年 月 日 宮城県 所長 印
再生可能エネルギー地域共生促進税減免処分に係る取消決定通知書	
年 月 日付けで決定しました再生可能エネルギー地域共生促進税の減免について、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第 1 6 条第 6 項により、下記のとおり減免決定を取り消しましたので、同条例第 1 8 条第 2 項の規定により通知します。	
記	
再生可能エネルギー 発電設備の名称	
取消しの理由	
取消年月日	年 月 日
対象年度	
当初税額	
既減免額	
減免取消額	
減免取消後の額	
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求をした日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

